

# 長野県山村振興基本方針

(令和7年度改定案)

長野県

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| ○ 長野県山村振興基本方針の策定にあたって .....                | 1  |
| I 地域の概況                                    |    |
| 1 振興山村の状況 .....                            | 2  |
| 2 自然環境に係る状況 .....                          | 3  |
| 3 社会及び経済に係る状況 .....                        | 4  |
| II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況         |    |
| 1 山村振興の課題 .....                            | 9  |
| 2 山村振興対策の実施状況と評価 .....                     | 12 |
| III 振興の基本方針及び振興施策                          |    |
| 1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項 .....               | 14 |
| 2 交通施策に関する基本的事項 .....                      | 14 |
| 3 情報通信施策に関する基本的事項 .....                    | 15 |
| 4 産業基盤施策に関する基本的事項 .....                    | 15 |
| 5 産業振興施策に関する基本的事項 .....                    | 15 |
| 6 防災に係る施策に関する基本的事項 .....                   | 17 |
| 7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項 .....                | 17 |
| 8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する基本的事項 ..... | 18 |
| 9 文教施策に関する基本的事項 .....                      | 18 |
| 10 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項 .....    | 19 |
| 11 移住・交流施策に関する基本的事項 .....                  | 19 |
| 12 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項 ..... | 20 |
| 13 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項 .....         | 21 |
| 14 その他施策 .....                             | 21 |
| IV 他の地域振興等に関する計画との関連 .....                 | 22 |

# 山村振興基本方針書

|       |       |
|-------|-------|
| 都道府県名 | 長野県   |
| 作成年度  | 令和7年度 |

## 長野県山村振興基本方針の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

長野県山村振興基本方針は、山村振興法（昭和40年法律第64号（以下、「法」という。））第7条の2に基づき、振興山村における様々な振興施策の基本的な事項について定めるものとして平成18年2月27日に策定し、その後平成27年4月1日付けで改正施行された法を踏まえて、変更したものである。

今般、令和7年4月1日に山村振興法が改正され、法期限が10年延長されたことから、現在の社会・経済等の情勢を踏まえて変更し、振興山村市町村が地域の振興に関する計画（山村振興計画）を策定する際の指針とする。

### 2 対象地域

対象地域となる振興山村とは、法施行令（昭和40年10月1日政令第331号）により指定された地域で、昭和25年2月1日における市町村の区域において、旧農林業センサス規則（昭和34年農林省令第36号）に基づく調査の結果、林野率が0.75以上で、かつ、同調査の結果による総人口を総土地面積で除して得た数値が1.16未満である区域を指す。

## I 地域の概況

### 1 振興山村の状況

県内は、東信、北信、中信、南信の4つの地域に大別され、令和7年4月1日現在では19市23町35村の77市町村からなっている。

このうち、法に基づき指定された振興山村は、千曲川流域の佐久平、善光寺平、犀川流域の松本平、天竜川流域の伊那谷、諏訪湖を中心とする諏訪盆地等の平坦地を除き県下全域に分布しており、旧市町村数で90地区、令和7年4月1日現在の市町村で49市町村となっている。

【振興山村の概要】 令和2年国勢調査による

| 区分            | 全県(A)                  | 振興山村(B)               | 比率(B/A) |
|---------------|------------------------|-----------------------|---------|
| 市町村数          | 77市町村                  | 63市町村                 | 81.8%   |
| 面積            | 13,562 km <sup>2</sup> | 7,367 km <sup>2</sup> | 54.3%   |
| 人口            | 2,048,011人             | 146,161人              | 7.1%    |
| 若年者比率(15～29歳) | 251,355人               | 14,199人               | 5.7%    |
| 高齢者比率(65歳以上)  | 646,942人               | 60,625人               | 9.4%    |

【振興山村の指定状況】 令和2年国勢調査による

| 市町村   | 山村名                       | 山村人口(人) |
|-------|---------------------------|---------|
| 長野市   | 豊栄村、大岡村、戸隠村、鬼無里村          | 6,412   |
| 松本市   | 錦部村、中川村、奈川村、安曇村           | 4,560   |
| 上田市   | 室賀村、西内村、長村、傍陽村、武石村        | 9,844   |
| 飯田市   | 千代村、上村、和田村、八重河内村、南和田村、木沢村 | 3,075   |
| 須坂市   | 仁礼村、豊丘村                   | 6,191   |
| 伊那市   | 長藤村、三義村、藤沢村、美和村、伊那里村      | 3,208   |
| 駒ヶ根市  | 中沢村                       | 2,305   |
| 大町市   | 八坂村、美麻村                   | 1,606   |
| 飯山市   | 岡山村                       | 773     |
| 塩尻市   | 楳川村                       | 2,239   |
| 佐久市   | 内山村、春日村                   | 3,396   |
| 小海町   | 北牧村、小海村                   | 4,146   |
| 佐久穂町  | 大日向村、栄村、烟八村               | 6,100   |
| 川上村   | 川上村                       | 4,344   |
| 南牧村   | 南牧村                       | 3,242   |
| 南相木村  | 南相木村                      | 962     |
| 北相木村  | 北相木村                      | 752     |
| 軽井沢町  | 伍賀村                       | 192     |
| 立科町   | 芦田村                       | 2,848   |
| 長和町   | 大門村、和田村                   | 2,708   |
| 青木村   | 青木村                       | 4,121   |
| 辰野町   | 川島村                       | 852     |
| 箕輪町   | 東箕輪村                      | 2,759   |
| 中川村   | 南向村                       | 2,156   |
| 阿南町   | 和合村                       | 215     |
| 阿智村   | 智里村、清内路村、浪合村              | 2,278   |
| 平谷村   | 平谷村                       | 387     |
| 根羽村   | 根羽村                       | 852     |
| 壳木村   | 壳木村                       | 548     |
| 天龍村   | 平岡村、神原村                   | 1,178   |
| 泰阜村   | 泰阜村                       | 1,542   |
| 豊丘村   | 神稲村                       | 4,524   |
| 大鹿村   | 大鹿村                       | 1,023   |
| 上松町   | 上松町                       | 4,131   |
| 南木曽町  | 読書村、吾妻村、田立村               | 3,915   |
| 木曾町   | 新開村、日義村、開田村、三岳村           | 6,633   |
| 木祖村   | 木祖村                       | 2,692   |
| 王滝村   | 王滝村                       | 715     |
| 大桑村   | 大桑村                       | 3,439   |
| 生坂村   | 生坂村                       | 1,639   |
| 朝日村   | 朝日村                       | 4,279   |
| 筑北村   | 本城村、坂井村                   | 2,621   |
| 小谷村   | 南小谷村、中土村、北小谷村             | 2,647   |
| 高山村   | 高井村、山田村                   | 6,617   |
| 山ノ内町  | 平隱村、夜間瀬村                  | 8,576   |
| 木島平村  | 往郷村、上木島村                  | 2,875   |
| 野沢温泉村 | 市川村                       | 538     |
| 信濃町   | 信濃尻村                      | 1,378   |
| 栄村    | 水内村、堺村                    | 1,660   |
| 合計    |                           | 145,693 |

## 2 自然環境に係る状況

### (1) 地理、地勢

本県は、本州の中央部に位置し、周囲8県と隣接する東西約128km、南北約220kmと東西に短く南北に長い地形であり、面積は13,562Km<sup>2</sup>と、北海道を除く46都府県のうち、岩手県、福島県に次ぐ広さとなっている。

日本の屋根とよばれる本県は、周囲を標高2,000m～3,000m級の高山が連なり、内部にも諸山岳が重なりあう急峻で複雑な地形となっている。

また、数多の水源を擁し、天竜川・木曽川は南下して太平洋へ、千曲川・犀川は合流して日本海へ流れている。

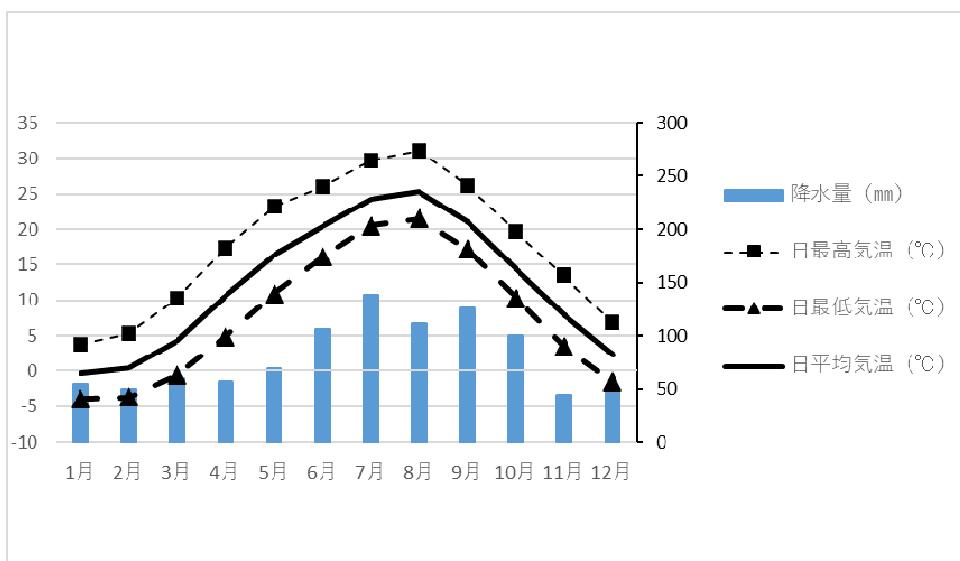
地質は、日本列島を縦断する糸魚川－静岡構造線が県下を南北に走り、その東側は第三紀層が分布している。

### (2) 気候

本県の気候は、盆地性の地形のため内陸性気候であるが、南北に長い県域と地形の複雑性から地域差が大きく、北部は日本海側気候、南部は太平洋側気候の影響を受けている。

降水量も地域差が大きく、県の東部から北部にかけては年1,000mm前後と少なめだが、西部から南部にかけては年1,500mmに達している。

【長野（気象地点）の気象データ】 1991～2020年までの気象庁「過去の気象データ検索」による



長野（気象地点） 年平均気温：12.3°C 年降水量：965.1mm 統計期間：1991年～2020年

| 区分         | 1月   | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月  | 12月  |
|------------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 日最高気温 (°C) | 3.8  | 5.3  | 10.3 | 17.4 | 23.2 | 26.1  | 29.7  | 31.1  | 26.2  | 19.7  | 13.4 | 6.9  |
| 日最低気温 (°C) | -3.9 | -3.7 | -0.5 | 4.9  | 10.9 | 16.1  | 20.5  | 21.5  | 17.2  | 10.3  | 3.4  | -1.5 |
| 日平均気温 (°C) | -0.4 | 0.4  | 4.3  | 10.6 | 16.4 | 20.4  | 24.3  | 25.4  | 21    | 14.4  | 7.9  | 2.3  |
| 降水量 (mm)   | 54.6 | 49.1 | 60.1 | 56.9 | 69.3 | 106.1 | 137.7 | 111.8 | 125.5 | 100.3 | 44.4 | 49.4 |

### 3 社会及び経済に係る状況

#### (1) 人口の動向

本県の人口は昭和 40 年の 195 万 5000 人から年々増加し、平成 13 年の 222 万人のピークを境に減少に転じ、令和 2 年は 204 万 8,000 人となっている。

振興山村の人口は、昭和 40 年の 22 万 4000 人から年々減少し、令和 2 年は 14 万 6,000 人で、県の総人口に占める割合は 7.1% となっているが、全体に占める 65 歳以上の人口割合は、全県の 31.6% に対し、振興山村は 41.5% と高く、30 歳未満の人口は、全県の 24.1% に対し、19.1% と低く、人口減少及び高齢化の進行が平坦地に比べ顕著である。

【年齢階層別人口動向】 国勢調査結果による

単位：人

|      | 年         | 総数        | 0～14歳   | 15～64歳    | 65歳以上    |          |
|------|-----------|-----------|---------|-----------|----------|----------|
|      |           |           |         |           | うち15～29歳 |          |
| 長野県  | 平成2年      | 2,154,465 | 392,461 | 1,414,846 | 399,092  | 346,751  |
|      | 平成12年     | 2,213,128 | 334,027 | 1,403,397 | 392,805  | 474,544  |
|      | 平成22年     | 2,152,449 | 295,742 | 1,281,683 | 287,641  | 569,301  |
|      | 令和2年      | 2,048,011 | 242,873 | 1,118,429 | 251,355  | 646,942  |
|      | (H22年対比%) | (95.1%)   | (82.1%) | (87.3%)   | (87.4%)  | (113.6%) |
| 振興山村 | 平成2年      | 217,172   | 38,131  | 132,937   | 32,171   | 46,104   |
|      | 平成12年     | 201,208   | 27,920  | 114,952   | 28,203   | 58,336   |
|      | 平成22年     | 176,036   | 19,511  | 95,823    | 20,232   | 60,620   |
|      | 令和2年      | 146,161   | 13,782  | 71,188    | 14,199   | 60,625   |
|      | (H22年対比%) | (83.0%)   | (70.6%) | (74.3%)   | (70.2%)  | (100.0%) |

※年齢不詳者を除いているため、合計人数は総数と一致しない。

【年齢階層別人口割合】 国勢調査結果による

単位：%

|      | 年         | 0～14歳   | 15～64歳  | 65歳以上    |          |
|------|-----------|---------|---------|----------|----------|
|      |           |         |         | うち15～29歳 |          |
| 長野県  | 平成2年      | 18.2    | 65.7    | 18.5     | 16.1     |
|      | 平成12年     | 15.1    | 63.4    | 17.7     | 21.4     |
|      | 平成22年     | 13.7    | 59.5    | 13.4     | 26.4     |
|      | 令和2年      | 11.9    | 54.6    | 12.3     | 31.6     |
|      | (H22年対比%) | (86.3%) | (91.7%) | (91.8%)  | (119.4%) |
| 振興山村 | 平成2年      | 17.6    | 61.2    | 14.8     | 16.1     |
|      | 平成12年     | 13.9    | 57.1    | 14.0     | 21.4     |
|      | 平成22年     | 11.1    | 54.4    | 11.5     | 26.4     |
|      | 令和2年      | 9.4     | 48.7    | 9.7      | 41.5     |
|      | (H22年対比%) | (85.1%) | (89.5%) | (84.5%)  | (156.8%) |

※年齢不詳者を除いているため、合計は 100% とならない。

#### (2) 財政の状況

振興山村市町村の財政構造は、財政力指数が他の市町村に比べて低位な傾向にある。また、地方税等による自主財源が乏しいため、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

#### (3) 交通の状況

振興山村においても市町村道の改良は進んできているが、経済立地条件が不利であるなか

で、電車の路線の廃止や路線バスの減便等が進んでいる地域も見られる。

#### (4) 情報通信の状況

振興山村の中には、携帯電話・ブロードバンド（インターネット）を利用できない地域が依然として存在し、都市部との間には情報通信環境に格差がある。

#### (5) 土地利用の状況

県内の令和2年の総土地面積は、135万6,000haで、耕地面積は6万3,000ha(4.7%)となっており、内訳は、田が3万3,000ha、畠が2万ha、樹園地が9,800haである。

振興山村における林野面積に近年大きな変動はみられないが、耕地面積は減少傾向にあり、荒廃農地の発生防止と再生・活用の取組が求められている。

【土地利用状況の推移】

| 区分   | 総土地面積    | 計         | 耕地面積    |        |        | 林野面積   |           | 単位: ha    |
|------|----------|-----------|---------|--------|--------|--------|-----------|-----------|
|      |          |           | 田       | 畠      | 樹園地    |        | 森林面積      |           |
| 長野県  | 平成2年     | 1,358,467 | 106,666 | 57,537 | 32,560 | 16,569 | 1,027,874 | 1,018,536 |
|      | 平成12年    | 1,358,552 | 89,342  | 49,004 | 26,007 | 14,331 | 1,023,069 | 1,013,682 |
|      | 平成22年    | 1,356,223 | 74,151  | 40,508 | 21,912 | 11,731 | 1,022,777 | 1,014,580 |
|      | 令和2年     | 1,356,156 | 63,345  | 33,130 | 20,316 | 9,898  | 1,029,195 | 1,021,559 |
|      | (22年対比%) | 100.0%    | 85.4%   | 81.8%  | 92.7%  | 84.4%  | 100.6%    | 100.7%    |
| 振興山村 | 平成2年     | 739,159   | 19,683  | 8,710  | 9,666  | 1,307  | 672,210   | 603,783   |
|      | 平成12年    | 735,783   | 15,196  | 6,281  | 7,618  | 1,297  | 643,137   | 636,587   |
|      | 平成22年    | 736,653   | 15,155  | 6,009  | 7,819  | 1,327  | 644,089   | 641,775   |
|      | 令和2年     | -         | 10,432  | 2,894  | 6,581  | 953    | -         | -         |
|      | (22年対比%) | -         | 68.8%   | 48.2%  | 84.2%  | 71.8%  | -         | -         |

※平成2年及び12年:山村カード、平成22年:国勢調査、令和2年:農林業センサス

※令和2年について、農林業センサスのうち林野面積は旧市町村単位での集計が行われないため「-」表示

【土地利用状況の割合】

| 区分   | 総土地面積    | 計      | 耕地面積  |       |       | 林野面積  |        | 単位: %  |
|------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|      |          |        | 田     | 畠     | 樹園地   |       | 森林面積   |        |
| 長野県  | 平成2年     | 100.0% | 7.9%  | 4.2%  | 2.4%  | 1.2%  | 75.7%  | 75.0%  |
|      | 平成12年    | 100.0% | 6.6%  | 3.6%  | 1.9%  | 1.1%  | 75.3%  | 74.6%  |
|      | 平成22年    | 100.0% | 5.5%  | 3.0%  | 1.6%  | 0.9%  | 75.4%  | 74.8%  |
|      | 令和2年     | 100.0% | 4.7%  | 2.4%  | 1.5%  | 0.7%  | 75.9%  | 75.3%  |
|      | (22年対比%) | 100.0% | 84.9% | 81.4% | 93.6% | 81.1% | 100.7% | 100.7% |
| 振興山村 | 平成2年     | 100.0% | 2.7%  | 1.2%  | 1.3%  | 0.2%  | 90.9%  | 81.7%  |
|      | 平成12年    | 100.0% | 2.1%  | 0.9%  | 1.0%  | 0.2%  | 87.4%  | 86.5%  |
|      | 平成22年    | 100.0% | 2.1%  | 0.8%  | 1.1%  | 0.2%  | 87.4%  | 87.1%  |
|      | 令和2年     | -      | -     | -     | -     | -     | -      | -      |
|      | (22年対比%) | -      | -     | -     | -     | -     | -      | -      |

※平成2年及び12年:山村カード、平成22年:国勢調査、令和2年:農林業センサス

#### (6) 産業構造の動向

本県全域における第一次産業の県内生産額の構成比率は、平成27年で2.1%と平成12年以降同程度の水準で推移している。

県内振興山村における農業については、専業農家率が高いものの、高齢化や人口減少に伴う担い手不足となっている中、地域特性を生かした野菜や果樹等の園芸作物を中心に、棚田での米生産や畜産等も行われている。

林業における就業者数は長期的には減少傾向が続く一方で、素材生産事業者は一定の水準

を維持するとともに、世代交代が進み就業者の若返りが進んでいる。また、令和元年度から森林環境譲与税の贈与が始まり、山間地を中心に人工林の森林整備等がこれまで以上に進んでいる状況である。

工業では、労働集約型の縫製繊維工業や、弱電を中心とする機械・電気製造業の占める割合が、過去に一時的に増加したことがあったが近年は減少傾向にある一方で、農産物の加工等の食品製造業は増加傾向にある。

振興山村では、美しい自然が豊富に存在しており、貴重な歴史遺産、地域固有の伝統芸能が脈々と受け継がれているなど、個性豊かな地域資源に恵まれており、コロナ禍で停滞していた観光交流は、経済活動の回復に伴いコロナ禍前の水準まで回復してきている状況である。

【県内生産額の産業別構成】長野県産業連関表による

|       | 第一次産業   |        | 第二次産業   |        | 第三次産業   |        |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|       | 生産額(億円) | 構成比(%) | 生産額(億円) | 構成比(%) | 生産額(億円) | 構成比(%) |
| 平成12年 | 3,632   | 2.1    | 88,187  | 51.1   | 80,729  | 46.8   |
| 平成17年 | 3,500   | 2.0    | 76,901  | 44.9   | 90,854  | 53.1   |
| 平成23年 | 3,128   | 2.1    | 63,290  | 41.8   | 85,138  | 56.2   |
| 平成27年 | 3,299   | 2.1    | 63,312  | 41.8   | 87,249  | 56.7   |

#### (7) 近年の主な自然災害の発生状況

令和元年東日本台風では、非常に激しい雨と強風により、千曲川の越水や堤防の決壊、人や建物への被害、農地や農業用施設の浸水被害等、様々な被害が発生し、逃げ遅れの発生、避難生活の長期化、浸水した地域の復旧・復興など様々な課題が浮き彫りになった。また、令和3年8月の大雨においては、アメダス10地点で48時間降水量の観測史上1位を更新し、王滝村では道路の崩壊により集落が孤立、ヘリ救助により村中心部へ避難することになったことから、避難情報を発令するタイミングや対象地区の絞り込みなどが課題となった。

#### (8) 医療の状況

高齢化に伴い、医療ニーズが一層高まっているが、診療所が設置されていない無医地区があるほか、無医地区ではない地域でも医師の確保ができないなど、医療の提供に支障が生じている地区も見られる。

#### (9) 社会福祉の状況

高齢化に伴い、介護保険法や老人福祉法等に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、各サービスの提供体制が十分ではない地域が見られる。

#### (10) 教育の状況

山村においては、他地域に比べ複式学級数の割合が増加傾向にあるとともに、小中学校の統廃合も進む傾向がある。

県内振興山村外の高等学校への進学率が高まっており、(3)に記す交通機関の減少等により進学に伴って転出する若者が増える傾向にある。

### (11) 社会・生活環境の状況

県内振興山村においては、水道普及率、水洗化率共に、大幅な改善が図られたが、下水処理施設等（公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）の整備においては、未普及の地域が見られるため、整備を進めるとともに基盤強化の推進を図っている。

人口流出に伴う空家の増加やその管理が課題となっているが、一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスにより、空家の提供が進んでいる地域がある。

### (12) 移住・交流の状況

振興山村によっては、新規就業や農林業への就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、減少する人口を埋め合わせるまでには至らず、さらなる移住の推進が図られている。また、移住にまでは至らなくとも関係人口の増加を目指し、各地域において域外からの観光客やリピーターを呼び込む取組も同時並行的に進められている状況にある。

### (13) 就業者の動向

県内の産業就業者数をみると、令和2年の就業者数103万人のうち、第一次産業8万6,000人(8.4%)、第二次産業29万人(28.1%)、第三次産業65万7000人(63.5%)で、平成22年と比較すると、第一次産業が1万7,000人の減、第二次産業が2万人の減、第三次産業が2万人の減となっている。

一方、振興山村の産業就業者数も、県全体と同様な傾向で推移しており、令和2年の就業者8万人のうち、第一次産業1万4,000人(18.3%)、第二次産業2万人(25.4%)、第三次産業4万3,000人(56.3%)で、平成22年と比較すると、第一次産業が3,000人の減、第二次産業が4,000人の減、第三次産業が5,000人の減となっている。

#### 【産業別就業人口】令和2年国勢調査結果による

単位：人

| 区分   | 第一次産業  |       |       |        | 第二次産業  |         |         | 第三次産業  |         |        |         |         |         | 合計        |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|-----------|
|      | 農業     | 林業    | その他   | 計      | 建設業    | 製造業     | 計       | 運輸業    | 卸売業     | 宿泊業    | 医療・福祉   | その他     | 計       |           |
| 長野県  | 83,631 | 2,590 | 550   | 86,771 | 75,263 | 215,198 | 290,461 | 39,893 | 144,022 | 60,627 | 138,087 | 274,420 | 657,049 | 1,034,281 |
| 振興山村 | 13,438 | 711   | 112   | 14,261 | 6,603  | 13,127  | 19,730  | 2,790  | 7,933   | 6,711  | 9,239   | 17,130  | 43,803  | 77,794    |
| 割 合  | 16.1%  | 27.5% | 20.4% | 16.4%  | 8.8%   | 6.1%    | 6.8%    | 7.0%   | 5.5%    | 11.1%  | 6.7%    | 6.2%    | 6.7%    | 7.5%      |

#### 【年度別産業別就業人口動向】

単位：人

| 区分       | 長野県       |         |         |         | 振興山村    |         |         |         |
|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|          | 総数        | 第一次産業   | 第二次産業   | 第三次産業   | 総数      | 第一次産業   | 第二次産業   | 第三次産業   |
| 平成2年     | 1,164,251 | 164,765 | 443,485 | 556,001 | 110,761 | 29,375  | 41,047  | 40,339  |
| 平成12年    | 1,195,855 | 134,545 | 421,450 | 639,860 | 122,395 | 26,442  | 42,675  | 53,278  |
| 平成22年    | 1,091,038 | 103,890 | 310,381 | 676,767 | 90,508  | 17,657  | 23,956  | 48,895  |
| 令和2年     | 1,034,281 | 86,771  | 290,461 | 657,049 | 77,794  | 14,261  | 19,730  | 43,803  |
| (22年対比%) | (94.8%)   | (83.5%) | (93.6%) | (97.1%) | (86.0%) | (80.8%) | (82.4%) | (89.6%) |

※昭和60年～平成12年まで山村カード、平成22年以降は国勢調査結果

【年度別産業別就業人口割合】

単位：%

| 区分       | 長野県      |         |         |          | 振興山村     |         |         |          |
|----------|----------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|
|          | 総数       | 第一次産業   | 第二次産業   | 第三次産業    | 総数       | 第一次産業   | 第二次産業   | 第三次産業    |
| 平成2年     | 100.0%   | 14.2%   | 38.1%   | 47.8%    | 100.0%   | 26.5%   | 37.1%   | 36.4%    |
| 平成12年    | 100.0%   | 11.3%   | 35.2%   | 53.5%    | 100.0%   | 21.6%   | 34.9%   | 43.5%    |
| 平成22年    | 100.0%   | 9.5%    | 28.4%   | 62.0%    | 100.0%   | 19.5%   | 26.5%   | 54.0%    |
| 令和2年     | 100.0%   | 8.4%    | 28.1%   | 63.5%    | 100.0%   | 18.3%   | 25.4%   | 56.3%    |
| (22年対比%) | (100.0%) | (88.1%) | (98.7%) | (102.4%) | (100.0%) | (94.0%) | (95.8%) | (104.2%) |

※昭和60年～平成12年まで山村カード、平成22年以降は国勢調査結果

#### (14) 自然環境や景観の保全状況

本県の振興山村は、持続可能な生産活動の場と豊かな生活の場であるとともに、本県の魅力である豊かな自然、美しい景観や伝統的な食文化等の伝承が地域コミュニティに支えられつつ調和・融合している。また、振興山村が有する多面的機能の恩恵は、振興山村のみならず都市住民も含めた住民全体にもたらされている社会的共通資本である。県では豊かな自然、美しい景観を守るため、地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いを促進し、農地の有効利用を推進している。

一方で、来訪者のマナー違反等による自然環境への悪影響が懸念される。

## II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

### 1 山村振興の課題

#### (1) 総論

本県の振興山村においては、県内他地域に比べ人口減少率が著しく高く、特に若年層を中心とする人口の流出と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が課題である。山村における集落活動の存続により山村での暮らしやすさを維持していくためには、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保する必要がある。

また、農業や林業等における生産活動が十分に行われないこと等による、国土・自然環境の保全等山村が担う重要な機能の十分な発揮が危ぶまれる状況となっている。

#### (2) 各論

##### ア 交通について

公共交通機関の路線の見直し、減便・廃止や労働力不足等により、山村地域における日常的な移動のための交通手段の確保が困難となっている地域が増えている。このため、高齢者等が通院や、学生が域外に通学することなどが難しい等の理由により、域外への移住を促す要因の一つになっている状況である。

また、商店の閉店等により、身近において買物が出来ないといった地域も増えつつある中で、通信販売などは重要な買い物のための手段であるが、運送業界における人手不足により、山村地域への適時の物流が危ぶまれる状況であり、山村地域の生活の利便性を確保する上で、物流を含め交通サービスが円滑に行われる必要がある。

##### イ 情報通信について

山村地域は特に顕著な人口減少下にあるため、人手不足を補う観点において特にデジタル化やデジタル・トランスフォーメーションの進展が求められるが、携帯電話基地局や光ファイバ等の通信施設が十分ではないことから、この整備を促進する必要がある。具体的には、スマート農業の推進、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療や教育の充実等、山村の振興において不可欠な各分野においてデジタル化が進むことが期待される。

また、こういったデジタル技術の活用を進めるデジタル化を図るため、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進めることが併せて課題である。

##### ウ 産業基盤整備について

農地については、使用されない農地を農地バンクによって集積し、新たな借り手により有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。食料・農業・農村基本法改正を受け、令和7年3月末に県内全市町村で策定された地域計画の中で、計画に沿って遊休農地の活用を進め、地域の農業農村を維持する必要がある。また、人口減少下においても将来にわたって地域の農業や農村の暮らしを支えていくため、地域の実情に応じた基盤整備や農業水利施設の維持管理の省力化等の整備及び保全の取組を進める必要がある。併せて、頻発化・激甚化する自然災害から農村の暮らしを守るため、農業用ため池や排水機場の整備、流域治水の取組の推進を行う必要がある。

林地については、森林経営管理法等に基づき、所有者不明の探索等を市町村が進め、森林の経営管理を市町村への委託や林業事業体に再委託し、集約化を進めている地域もある。しかしながら、地域ごとに取組状況には差が見られることから、振興山村を含め各市町村において取組の推進を促す必要がある。

国産材利用が促進される流れを受け、県下の山村における森林資源の利活用を促進していく方向であり、生産性の向上を図るとともに、森林資源の循環を省力・低コストで進める上でも、路網の整備を進める必要がある。

## エ 産業振興について

山村地域は、生産条件が不利なことに加え、農業者の高齢化や労働力不足が顕著となっており主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積と分配、スマート農業の導入や農業支援サービス事業体の活用による負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組や投資が必要となっている。また、地域の農業や農村集落を維持するためには、外国人材や農福連携等多様な担い手の確保・育成を促進する必要がある。

林業においては、森林経営管理法等に基づき、各市町村において所有者の経営意欲の無い森林や所有者の特定が困難な森林の集約・集積を進め、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備を進めているが、同制度の運用や森林環境譲与税を活用した取組に係る市町村の事務負担の軽減が課題である。また、高林齢化が進み主伐期を迎える森林が増加し、間伐から主伐へと移行を進める必要がある中で、伐採跡地の植栽を適切に行うとともに、植栽後の下刈りや獣害防除といった初期保育の担い手の確保が課題である。

第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。農林漁業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。

人々の行動や価値観が大きく変化する中で、新たな観光需要への対応に加え、観光施設の老朽化対策や通年型観光の推進、観光業の担い手確保などに継続的に取り組む必要がある。また、長期滞在型観光の推進、リピーター獲得に向け、近隣市町村等と連携した広域的な取組が求められている。

この他、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの生産と供給についても、地域産業の振興を図る上で有望であることから、地域の景観、自然環境その他の地域環境の保全及び住民の安全を確保した上で、再生可能エネルギーの活用を促進する必要がある。

昨今、ニホンジカによる農林業被害が深刻化していることから、個体数を減少させる必要があり、そのために、有害捕獲や狩猟を一層推進する必要がある。さらに、捕獲個体が信州ジビエ等の特産品として活用されることを促し、産業振興の一環として行うことも重要である。

## オ 防災について

地理的条件や近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨が増加傾向であることや、令和元年東日本台風災害や令和3年8月の大暴雨により、河川の越水や堤防の決壊、土

石流の発生による人的・住家被害の発生、また、道路の崩壊による孤立地域の発生など様々な被害を受けた教訓を踏まえ、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要である。山村地域での災害復旧は、困難度が高く、一般地域に比べ時間が掛かることから、国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靭化に資する取組の充実が求められる。

#### **カ 医療について**

従来から無医地区における医療の提供が課題となってきたが、山村地域では、診療所医師の高齢化による担い手不足などにより、医療へのアクセスが困難となってきた地域もあり、対応が必要である。

また、こういった状況と相まって、緊急時には近隣の病院等への救急搬送の重要性も高まっており、連携体制の強化とともに短時間でのアクセスが可能となるような環境整備も必要である。

#### **キ 社会福祉について**

高齢化に伴い、介護保険法や老人福祉法等に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、特別養護老人ホーム等の施設の不足や、その従事者的人材不足により、各サービスの提供体制が十分でないことから、施設入所を希望する高齢者が入所できない地域がある。

障害福祉サービスや、要介護者に対する訪問サービスの提供や運営を行う事業所において、人手不足を抱えている地域がある。

#### **ク 文化や教育について**

山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。

少子化や人口の流出に伴い、子どもの数が減少し学級数の減少や複式学級が増える状況であり、他地域と同水準の教育を受けられるような体制や、小規模校における遠隔授業の推進、地理的条件不利性を補うツールの環境整備が課題である。また併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。

高校あるいは中学校への進学に伴い、居住する山村外の学校への通学が必要となる場合には、交通の利便性が悪く時間を要するといった事情があり、山村地域の住民の流出を抑制するためにも、引き続き遠距離通学費支援の周知が必要である。

#### **ケ 社会・生活環境について**

振興山村においては、住民が安心して暮らすことが出来る環境を維持することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、

- ・感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、昨今、農産物被害ばかりでなく住民への危害が問題となっている鳥獣被害防止等が課題である。

- ・住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、生活に欠かせない施設の充実や、買物をしやすい環境や高齢者の見守りなどを行う地域の共同活動の維持・創出が課題である。

#### コ 移住・交流について

山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るためにには、UターンやIターンをはじめとした移住を促すとともに、関係人口を増やすことによる効果が期待されることから、移住や二地域居住等の促進が重要である。このため、山村地域に关心を持ってもらうための情報発信等の普及、移住者等を受け入れられる生活環境の充実、二地域居住を促す体験機会の創出等の推進を図る必要がある。

#### サ 担い手について

I 3 (13) に記載のとおり、人口減少に伴い、官民における就業者を十分に確保できないことから、医療・福祉・教育といった公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの衰退や撤退等により、住民生活に影響が出始めている地域があり、更なる人口流出に繋がることが懸念されることから、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。

こういった状況を受け、一部地域では、外国人材を活用するよう、例えば外国人技能実習生の活用を進める動きが見られるが、外国人材の生活環境の整備や地域住民とのコミュニティの形成等における課題への対応が必要となっているケースがある。

山村における深刻な人口減少の中で、住みやすい山村を維持・継続するためには、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等、これらの担い手を確保する必要がある。域内で働く人材の活用や、他地域からの移住等による獲得のため、企業等におけるソフト・ハードにおける良好な雇用環境創出や、研修等による人材育成の充実等が課題である。

地域の農業や農村集落を維持するためには、小規模な農家等が耕作を続けられる環境を整備するとともに、地域内外の多様な人材を呼び込み、協働していくことが重要である。

#### シ 自然環境の保全及び再生について

本県振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。しかしながら近年、自然の回復能力を上回る崩壊や森林伐採跡地の再造林等が問題となるケースがあることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の回復を図る取組が重要である。

## 2 山村振興対策の実施状況と評価

昭和 41 年度に創設された振興山村農林漁業特別開発事業に始まり、現在まで様々な制度を活用して、区画整理、農道、用排水路などの農業基盤、集出荷貯蔵施設などの農業近代化施設、集落給排水施設、集落道などの生活環境を整備するとともに、農産物直売施設、農産物加工施設などを整備することによる雇用機会の確保、所得の向上など振興対策を計画的に実施してきた。

その結果、整備された農用地では大型農業用機械が導入され、生産性の向上と省力化が図られるとともに、集出荷貯蔵施設の整備により品質の高い農産物供給による有利販売が展開されている。

また、農産物直売施設、農産物加工施設の整備により、高付加価値化と農家所得の向上が図られており、生活環境面では、地下水等に頼っていた飲料水が水道水になり安全な水が確保され、集落道や都市農村交流促進施設の整備により、集落住民同士の他、都市住民との交流が活性となり、農村の活性化が図られるなど、生産基盤・生活環境の両面において高い事業成果があつた。

平成 27 年度から新たに開始された山村活性化支援交付金の活用により、地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るといったソフト面での対策も成果を上げつつある。

### III 振興の基本方針及び振興施策

#### 1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の山村地域は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的な機能を有する地域である。その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成進めることは、県内に留まらず、近隣県はもとより国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようとする上で、重要な課題である。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続の促進を図ることとする。

また、本県の山村地域は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきていることを踏まえ、山村地域が有する機能、直面している課題等を考慮し、山村地域を県民が互いに支え合うという視点に立って、山村の有する多面的機能等に対する国民の理解と関心が高まるように努めつつ、各山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に發揮させるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は、山村以外の国民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び二地域居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

これらを達成するため、気候変動とそれに伴う災害の激甚化・頻発化、急激な人口減少とそれに伴う担い手不足などの様々な危機を克服することで、県民の＜確かな暮らしを守る＞こと、環境と共生し、多様性が尊重され健康で文化的な人間らしい生活が営まれる＜ゆたかな社会を創る＞ことを基本目標に掲げ、以下の基本的事項を実施する。

#### 2 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。

また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、乗合タクシー、日本版ライドシェア等の導入により、交通空白の解消を促し、地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保を図る。

なお、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるように配慮する。

## 主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 地域の関係者の連携・協働による持続可能な公共交通サービスの構築の促進
- ・ 鉄道、バスの維持やライドシェアの導入等生活交通の確保への支援
- ・ 物流の維持・確保に向けた取組の促進

## 3 情報通信施策に関する基本的事項

面積が広大で山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で先端的な情報通信技術の活用の実現を促すとともに、デジタル社会の形成を促進するために必要なひとづくりや先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に資するよう、携帯電話基地局や光ファイバ等の通信施設の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実化を進める。

## 主な施策

- ・ 振興山村の自立的かつ持続的発展に資する先端的な情報通信技術の導入促進
- ・ デジタル社会を担うひとづくり
- ・ 光ファイバーケーブル等の情報通信基盤の整備

## 4 産業基盤施策に関する基本的事項

山村の基幹産業である農林業は、その生産活動によって農地や森林の国土保全機能等の機能が発揮されることから、農林業の振興を図るため、基盤整備を進める。

農業については、山村の条件不利性の補正に向け、農地の条件整備や農業水利施設の整備及び保全の取組を推進するとともに、山村の実情や営農ニーズに応じたきめ細かな基盤整備を推進する。

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、ゾーニングに応じた適切な路網整備を促進する。

## 主な施策

- ・ ほ場整備、農業水利施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、防災・減災対策、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた農業水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 農業水利施設の適切な保全管理体制の構築に向けた「連携管理保全計画」策定の促進
- ・ 集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進
- ・ 計画的な森林整備を推進するための林道等の路網整備の促進

## 5 産業振興施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の減少と高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の維持が困難となっており、農林業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業と

の連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。併せて、地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性の向上、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を推進する。

また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。

農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であり、ＩＣＴ機器の活用による負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が作成する防止計画の遂行を支援する。併せて、県内産ジビエの需要拡大に向けた加工施設の整備・認知拡大のための普及を図る。

小水力や木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境に配慮するとともに、住民の安全を確保するものとする。

森林の整備及び保全の推進に当たっては、間伐や林業適地での主伐及び再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。また、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとする。

## 主な施策

- ・ 地域の特性に合わせた高収益作物の導入
- ・ 伝統野菜等地域に独自の資源の活用
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化と経営多角化の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農産物直売所の運営強化による地域活性化の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託、農業支援サービス事業体活用等による効率的な生産の推進
- ・ 地域計画の策定・ブラッシュアップ・実践の促進
- ・ 森林施業の集約化の推進
- ・ 県産材利用の促進
- ・ 農業体験等地域の特性を生かした特産物の開発、販路拡大
- ・ 小水力や木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの利用の促進
- ・ コンテンツの磨き上げや受入環境整備など地域の特性を生かした観光業の振興促進
- ・ 鳥獣の生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ 鳥獣防護網等の設置や忌避剤の散布等による人身被害及び農林業被害の防止・軽減

## 6 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村は、斜面の崩壊や浸食による土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面にわたる機能の発揮を図るために、間伐及び主伐後の再造林や、その実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進するとともに、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

また、水害、風害等の各種災害を防除・軽減するため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。あわせて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

### 主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、ため池損壊などによる被害を防止するため、治水、砂防、ため池防災対策等の推進、ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- ・ 防災・減災のための交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設の整備
- ・ 避難施設、備蓄倉庫、人工衛星を利用した通信設備等の整備促進
- ・ 防災マップづくり、避難、復旧、復興に係る関係機関等の連携体制の構築・強化

## 7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

無医地区に関し、へき地診療所への医師派遣、定期的な巡回診療、保健師の配置、オンライン診療の導入、医療機関の協力体制の整備等を促進する。

無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、オンライン診療の導入、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

### 主な施策

- ・ へき地診療所等の運営費及び施設・設備整備費を支援
- ・ へき地診療所への医師の派遣や無医地区等への巡回診療を行う、へき地医療拠点病院の運営を支援
- ・ 職業紹介事業等による、山村地域等の医師及び看護師等医療従事者の人材確保
- ・ 地域の拠点となる中核病院が、医師不足が深刻な小規模医療機関へ医師を派遣する取組を支援
- ・ 患者輸送体制の充実を図る患者輸送車などの整備の促進
- ・ 県内地域医療に係る連携体制の構築を推進
- ・ 道路整備における医療機関へのアクセスに係る配慮

## **8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項**

高齢化が全国平均を上回るペースで進行する中、高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立して暮らしつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護保険サービス等に従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進するとともに、それらのサービス受けるために必要な住民負担の軽減を図る。

少子・高齢化や人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て支援機能の維持・確保を図る観点から、児童福祉施設等の多機能化・機能強化、子育て支援策の充実に取り組む。

障がい者の福祉の向上に向け、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の確保及び充実を図るため、従事する者の確保、事業所の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実等を図る。

### **主な施策**

- ・ 介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- ・ 介護人材の確保・育成や施設整備等による介護サービスの供給体制の維持・整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進
- ・ 山村地域における保育機能・子育て支援機能の確保・強化のため、現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組
- ・ 子どもの居場所として放課後児童クラブ、児童館等の機能強化の促進
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 安心して子どもを生み育てられる保育・子育て支援サービスの充実化
- ・ 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援を行う人材確保の促進
- ・ 障害福祉サービス等を提供する施設の整備等の促進

## **9 文教施策に関する基本的事項**

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、観光資源としての活用が十分に行われていない状況にある。また、都市部に比べ、より児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

この状況を踏まえ、地域社会における伝統文化の保存及び活用を図るため、これらの文化の保存や活用に資する担い手の育成を図る。また、山村におけるより一層の教育環境の充実を図るため、公立小中学校のＩＣＴ技術を活用した教育環境の整備を推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離通学が必要な児童生徒を支援する。

また、豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育・幼児教育である信州やまほいく（信州型自然保育）や都市部の児童生徒が、自然豊かな県内の農山村地域で生活し、自然体験や生活体験などを通じて生きる力を育む教育実践活動である信州自然留学（山村留学）の充実を図る。

### **主な施策**

- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財や祭り等の歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用
- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援

- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎、公民館や体育・スポーツ施設等整備
- ・ 遠距離通学費の支援
- ・ 学校や民間団体等による体験活動の提供に係る取組に対する支援
- ・ 「信州自然留学（山村留学）推進協議会」での信州自然留学（山村留学）に関する情報発信や受入団体向けの研修

## 10 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るために、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められている。

このため、空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等の快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

また、個々の集落が集落機能の維持向上を図ることが、山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。併せて、各種対策を講じても集落を維持することが困難な場合等においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

### 主な施策

- ・ 水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設の整備促進
- ・ 集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備推進
- ・ 集落間を繋ぐ道の維持管理の促進
- ・ 農村RMOの形成の促進

## 11 移住・交流施策に関する基本的事項

人口の自然減に歯止めがかからない中、UターンやIターンをはじめとした都市圏からの移住とともに、二地域居住や地域間交流を併せて推進していくことが地域を維持するための担い手の確保の面で不可欠である。

このため、移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進とともに、都市等と山村の交流促進を図る。

移住等の促進に資する生活環境の整備については、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。

移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進については、移住または二地域居住を希望する者に向け、県内振興山村の特性、魅力や移住や二地域居住の受け入れ態勢等につ

いて効果的に情報提供を行うとともに、大学を卒業する学生に対し I ターンや J ターンを促す取組を進める。

都市等と山村の交流促進・県内の振興山村との交流や二地域居住を促進するため、都市部等の住民に対し、実際に振興や所得向上に取り組んでいる状況、豊かな自然や景観、振興山村の農林水産業の魅力や独自の文化等について発信を行うとともに、農泊や農林漁業体験、子ども向けの農山漁村体験や山村留学の機会を提供する取組を促進する。こういった取組において、公衆の保健又は教育のためにも、森林空間を活用した体験サービスの提供等、森林の有する環境保全や癒しといった価値を活かした取組（森業）を支援する。

### 主な施策

- ・ 三大都市圏等での移住相談の実施
- ・ 市町村と連携した多様な移住セミナー、イベントの開催
- ・ 地域資源を活かした移住・二地域居住体験機会や多様な「関わりしろ」の提供
- ・ SNS等を活用した信州暮らしの魅力の情報発信
- ・ 大学卒業後に地方移住する学生への支援
- ・ 二地域居住の促進のために必要なインフラ整備の実施
- ・ 農村RMOの形成促進
- ・ 棚田を活用した農作業体験等の情報発信による都市住民との交流支援
- ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

## 12 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るために、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

このため、地域内外からの就業を積極的に促す就業機会の確保・創出や男女ともに就業しやすい労働環境づくり等労働条件の改善、高齢者が豊富な経験や技術を生かして活躍する場の確保、各産業における知識や技術の習得機会の充実などにより、産業を支える優れた担い手や経営体の確保・育成を進める。

### 主な施策

- ・ 農林漁業就労に関する相談員の配置やハローワークとの連携
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・ 農業体験機会の作出や農的関係人口の創出
- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 高齢者の活動の場の確保
- ・ スタートアップ企業への支援

- ・ 担い手としての企業の呼び込み

### 13 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

本県の山村の多くは山岳地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に務めるものとする。

#### 主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進

### 14 その他施策

本県の山村における活力の維持、増進のため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

#### 主な施策

- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進

#### **IV 他の地域振興等に関する計画との関連**

本県においては、県政運営の基本計画である「長野県総合5か年計画（令和5年3月）」と、県農政の基本計画である「第4期長野県食と農業農村振興計画（令和5年3月）」を作成し、令和9年度を目標として各種施策の推進に取り組んでいる。また、地域防災計画、国土強靭化地域計画、水循環基本計画の推進を図っている。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、長野県過疎地域持続的発展方針及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。